

第1章

自然豊かな美しい環境を育む

〈自然・景観〉



○ 実行計画の見方

・まちづくりアクションプログラムにおける実行計画については、平成23年度～30年度の8年間を見すえながら、平成23～26年度の4年間の前期計画での取り組みを示しています。

・実行計画における「重点施策」「まちづくり戦略」については・・・
重点施策：平成23年度～26年度までの4年間で取り組む分野別前期計画のなかで重点的に取り組むべき施策

まちづくり戦略：基本構想の将来像の実現、定住化に向けて、平成23年度～30年度までの8年間で取り組むべき事業

まちづくり戦略については、取り組みのなかで「◎」で表現してあります。



第1章 自然豊かな美しい環境を育む

〈自然・景観〉

第1節 緑と清流を活かした環境づくり

1. 土地利用 「1-1-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

建物の更新や新たな土地利用が順次行われつつありますが、無秩序な開発は行われず、都市的な土地利用と自然的な土地利用が調和し、良好な市街地の発展と自然環境の保全が図られています。

未利用町有地の有効活用等により、地域の個性を活かしたまちづくりが進められ、良好な生活環境が保たれた快適なまちが形成されています。

〔基本目標〕

町の健全な発展と、町民が誇りをもって住み続けることができる、魅力ある都市環境の形成や自然環境の保全をめざし、広域的な土地利用の動向と地域特性を踏まえながら、適正かつ合理的な土地利用を進めるとともに保全を図ります。

〔現況と課題〕

- 人口減少が全国的に進むなかで、神奈川県全体では増加の傾向となっていますが、松田町の人口は平成7年を境にして緩やかな減少傾向が続いており、今後、限られた町土をどのような土地利用方針で利用または保全していくかという新たな課題があります。
- 既成市街地においても、空き家や空き店舗等の問題だけでなく、更新時期を迎えた建物の再編や土地利用転換にあたり、今後どのような都市構造をめざし、どのような土地利用を誘導していくかという都市計画的なビジョンも求められ、地域の課題に対応した新たな土地利用規制を検討し、誘導することも求められています。
- 町の魅力を創出し、活性化を促進する要素としては、鉄道駅周辺における基盤整備水準の向上や中心市街地のまち並み形成、充実した商業施設等の配置といった問題についても重要な課題となっています。
- 国土（地籍）調査の実施については、国が積極的な支援・推進を行っていますが、松田町においても早期の再開に向けた検討が求められています。
- 採石跡地の利活用については、みどりの協定^(*)や県土地利用調整条例等の土地利用の規制・誘導による課題があります。

* みどりの協定：法令の許可や届出を必要とする、開発行為または建築行為を行う方が、その行為の許可や届出などを行う際、自然環境の維持や回復のため、敷地内の緑の維持について締結していたくものを「みどりの協定」といいます。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
国土（地籍）調査の実績（累計）	42ha	52ha

〔実行計画の内容〕

施策		①総合的な土地利用の推進							
方針・目標	<p>社会情勢の変化や地域の課題等に対応するため、必要に応じて松田町特定地域土地利用計画^(*)や都市計画等の見直しを進めます。</p> <p>また、採石跡地の利活用については、みどりの協定や県土地利用調整条例等の土地利用の規制・誘導による課題をクリアし、民間活力の導入方法などを含め、環境に配慮した土地利用を図ります。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
都市計画（線引き等）の見直し	町	第7回見直し				第8回見直し			
松田町特定地域土地利用計画の見直し	町	計画の見直し				計画の見直し			

* 松田町特定地域土地利用計画：都市計画区域外の地域における土地利用の方針について、施設立地型（3,000㎡以上）を検討する「利用検討ゾーン」と自然環境を保全する「保全ゾーン」に区分し、土地利用を図る計画です。

施策		②新時代に向けた積極的な土地利用の推進（重点施策）							
方針・目標	<p>定住化対策として、良好な住宅を促進するため、未利用町有地、町営住宅跡地、旧砂利線跡地などの有効活用や新設改良を必要とする道路の整備により未利用地の活性化を進め、また、民間活力の導入も検討し、新時代の町民ニーズに対応した土地利用を進めます。</p> <p>かねてからの懸案となっている、旧老人憩いの家跡地周辺の土地の利活用については、最終的な方針を出して解決を図ります。</p>								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
◎まちづくり戦略 良好な住宅地の整備・促進	事業者 町	町有地等の有効活用の評価・見直し				民間活力の導入等による有効利用			
自然環境に配慮した開発事業の誘導	町	開発事業の適正な誘導							
旧老人憩いの家跡地整備事業	町	土地の整理							

2. 河川・砂防・治山 「1-1-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

河川の護岸や砂防・治山施設の整備が順次進められた結果、災害への対応として、水害や土石流などから生命、財産を守る機能が向上しました。
また、小河川・水路の改修により身近な生活環境の向上が図られています。

〔基本目標〕

安全で潤いのある河川空間を創造するため、治水機能とともに動植物の生態系を考慮し親水性を踏まえた、護岸整備を県に要望します。

土石流などによる被害を防止するため、砂防施設、治山施設の計画的な整備促進を県に要望します。

小河川、水路の点検・整備を図り、機能の向上を図ります。

〔現況と課題〕

- 松田町には、神奈川県が管理する二級河川の中津川、虫沢川、酒匂川や川音川の4河川があります。
- 酒匂川や川音川では親水広場が整備され、グラウンドやパークゴルフ場として多くの町民に利用されているほか、中津川では地域の環境に配慮した生物の住息環境などが整備されています。
- 二級河川においては、護岸の未整備箇所がみられるほか、河床低下や土砂堆積、草木の繁茂による河川機能の低下や河川環境の改善に向けた対応を進めていく必要があります。
- 山間地での土石流などの被害を防止するための砂防、治山施設の整備のほか、町管理の小河川や水路などの改修や維持管理を促進していく必要があります。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
河川・砂防・治山施設の整備	県に対して積極的に要望し地域との調整を継続的に図っていきます。	

3. 景 観 「1-1-3」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

景観行政団体への移行に伴い景観計画の策定も行われ、魅力的なまち並みや景観の形成に向けた取り組みがスタートし、計画にもとづき町・町民・事業者等が一体となって、各々が景観に貢献していくという意識が高まり、良好な景観の保全や形成に向けた取り組みが進められています。

〔基本目標〕

地域主体の景観づくりを推進するため、景観行政団体への移行、景観計画の策定をめざします。

良好な景観の形成・保全を図るため、景観計画の区域を定め、景観重要公共施設等（建造物、樹木）の指定や必要な規制を検討します。

その他必要に応じ地区レベルで計画的な市街地やまち並みが形成・保全されるよう制度等の検討に努めます。

〔現況と課題〕

- 平成16年に景観法が新たに制定され、景観そのものの整備・保全に関する法律が整備され、神奈川県ではおおむね平成24年度までに県内全ての市町村が景観行政団体（景観行政を独自に担う団体）となることを目標にしており、景観行政団体となった市町村の数は全国でも最先端を進んでいます。
- 松田町でも、景観行政団体への移行と景観計画の策定を推進することが求められており、魅力あるまちづくり・景観づくりに向けて良好な自然景観の保全や、地域の個性ある景観づくりの核として景観上重要な建造物（建築物や工作物）、樹木等の保全等を適切に行っていく必要があります。
- その他市街地における都市景観においても、魅力的な市街地が形成されるよう必要な支援を行う必要があります。

〔基本目標指標〕

項 目	平成22年	平成26年目標
景観計画の策定状況	策定準備	計画の推進

第2節 環境に配慮したまちづくり

1. 自然環境の保全 「1-2-1」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

環境美化推進委員会を中心に、環境パトロールが実施されています。
また、子ども会・各種団体等の参加による中津川・酒匂川・川音川の河川清掃も引き続き実施され、ごみのポイ捨て防止運動など環境美化の意識向上が図られています。

〔基本目標〕

松田町の森林や清流などの自然環境は、町域のみならず丹沢山系の貴重な資源であるという観点に立ち、生活の基盤で豊かな恵みの源である自然環境を守るとともに、自然の魅力を活かし、かつ損なうことなく次代に継承していくため、多様な自然とふれあいを享受できる場の整備に努めます。

環境美化の意識づくりでは、環境問題に対する一人ひとりの意識を高めるため、普及活動の推進に努めるほか、ごみのポイ捨て防止などマナーやモラルの向上、不法投棄防止対策に取り組み、環境にやさしいまちづくりを進めます。

〔現況と課題〕

- 平成17年2月に京都議定書が発効されるなど、環境問題は地球規模の大きな課題として認識されています。
- 松田町は豊かな自然環境に恵まれています。都市化の影響や林業の衰退によって森林の荒廃や水環境の悪化が顕在化しています。
- こうした状況を踏まえ、県では寄地区を水源地域として水源かん養^(*)など森林の持つ公益的機能を高める「水源の森林づくり」に取り組んでいます。
- 松田町でも水質保全対策など良好な自然環境を保護するとともに自然と共生した地域づくりを進めていく必要があります。
- 清潔できれいな環境を創出・保全していくために、町では環境美化推進委員と連携して、地域における環境美化に努めています。また、足柄上地区では、県と各市町が連携して不法投棄撲滅運動を展開していますが、生活様式の多様化とモータリゼーション^(*)の普及にともない、県道、町道、農道などに接している山間地や沢・河川など広範囲にわたり廃棄物の不法投棄が増えているのが現状です。
- このための環境パトロール員を配置して、不法投棄の防止と撤去に努めていますが、多額の費用を要することから、地域住民の協力による不法投棄撲滅に向けた取り組みを強化する必要があります。

*水源かん養：雨水、積雪などを土壌や植生にしみこませて、水資源として確保したり、洪水や土砂崩れを防止したりすることです。

- また、暮らしを取り巻く様々な環境問題を解決するため、町民一人ひとりが身近な問題として捉え、地域ぐるみによる住みよい環境づくりを展開していくことが必要です。
- 町においても自然環境への負荷の軽減に向けて、公用車は、低公害車や低燃料車、電気自動車などの導入を積極的に進め、自然環境にやさしいまちづくりを進めていく必要があります。

* モータリゼーション：自家用車の普及や大衆化。

〔基本目標指標〕

項目	平成 22 年	平成 26 年目標
太陽光発電による総発電能力	120 k w	440 k w
環境美化運動への参加者数	930 人	1,000 人

〔実行計画の内容〕

施策	①水環境の保全や美化運動への連携づくり										
方針・目標	寄地区における生活排水処理施設の整備による水源汚濁の防止に努めます。また、水源地域などの廃棄物の不法投棄に対し、町民や関係機関との連携による防止体制を進めます。 町民の環境美化意識の向上を図るため、自治会・各種団体・企業やボランティアなどとの連携による地域ぐるみの環境美化を進めます。										
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
美化キャンペーンや不法投棄パトロールの実施	町	事業の実施・見直し								▶	
酒匂川統一美化キャンペーン 丹沢大山クリーンキャンペーン 等による啓発・普及の推進	町	啓発の普及推進								▶	

施策	②環境保全意識の向上 〈重点施策〉										
方針・目標	自然観察などによる環境教育を進めることにより、自然環境の保全に関する意識の向上に努めます。										
取り組み	実施主体	実施期間									
		23	24	25	26	27	28	29	30		
◎まちづくり戦略 環境教育の推進 (星空観察教室・自然観察教室 などの実施)	町	環境教育の推進								▶	

施 策		③自然と人の豊かなふれあいの確保							
方針・目標	生態系に悪影響を与えないよう十分留意しながら、自然と親しむハイキングコース・遊歩道などの計画的な整備・改修を進めることにより、自然保護への意識の高揚に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ハイキングコース・遊歩道の整備・維持修繕（後掲P 79）	町	重点改修 ■▶	重点改修 ■▶	維持修繕 ■	重点改修 ■▶	重点改修 ■▶	重点改修 ■▶	重点改修 ■▶	重点改修 ■▶

施 策		④地球環境対策							
方針・目標	二酸化炭素の排出量を削減するため、町民や事業者に対し、主体的な取り組みを進め、資源やエネルギーを大切にすまのの実現に努めます。住宅用太陽光発電システムの設置を推進します。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
地球温暖化防止実施計画 ^(※1) の推進	事業者	計画の推進 ■	■	■	■	■	■	■	■▶
住宅用太陽光発電システム設置の推進	町	設置の推進 ■	■	■	■	■	■	■	■▶
電気自動車にかかる軽自動車税の免除	町	制度導入の検討 ■	■	■	■▶				

※1 地球温暖化防止実施計画：「地球温暖化対策の推進に関する法律」により、地方公共団体に、温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定が義務づけられたことを受けて、平成15年10月に、「神奈川県地球温暖化防止実行計画」が策定されました。

施 策		⑤ごみのポイ捨て防止や不法投棄の防止							
方針・目標	「松田町まちづくり条例 ^(※2) 」の周知・啓発を進め、吸殻などのポイ捨て防止やペットの飼い主のモラル、マナーの向上に努めます。また、地域における監視・パトロール体制を強化するとともに、警察・県などの関係機関との連携に取り組み、ごみの散乱防止、不法投棄防止対策を進めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
環境パトロール業務委託	町	事業の実施 ■▶	事業の見直し・実施 ■	■	■	■	■	■	■▶
不法投棄パトロールの実施	町	事業の実施 ■▶	事業の見直し・実施 ■	■	■	■	■	■	■▶

※2 松田町まちづくり条例：「良好な自然景観の保全と快適な生活環境の確保」を基本理念とし、町民と町が一体となってまちづくりを推進することを目標に、平成8年12月に制定された条例。真に快適で潤いある生活環境を創出するため、まちづくり全般に幅広い規定を設け、個性を活かした魅力

2. ごみ処理対策 「1-2-2」

■実現したいまち・暮らしの状態「各施策の取り組みが達成されたすがた」

廃棄物の3R運動^(*1)の推進・分別・排出抑制が進んだため、資源の有効活用と廃棄物の減量化が図られています。

また、足柄東部清掃組合への廃棄物の搬入が減少したため、処理施設・最終処分場の延命が図られています。

〔基本目標〕

快適な生活環境のまちづくりに向けて循環型社会をめざし、限られた資源の有効活用と更なるごみ減量化を進め、町民、事業者、町が一体となって連携を強化し、分別回収の徹底と資源回収などのリサイクル制度の周知を進めます。

〔現況と課題〕

- これまでの社会経済活動が、大量生産・大量消費・大量廃棄型であり、現在その影響により環境への負荷が高まっています。また、廃棄物・リサイクル対策を取り巻く状況として、人口の減少により廃棄物の発生量は微減しています。現況としては、廃棄物の分別は多様化しており廃棄物の処理施設や最終処分場のひっ迫などの問題が生じています。このような問題を解決していくには、環境の負荷の低減をするための施策に取り組む必要があります。
- 循環型社会形成推進基本法などにもとづき、町民一人ひとりが廃棄物などの発生を抑制するとともに、再使用や再利用を進めることにより減量化、資源化を周知していく必要があります。
- 3R運動の推進のため、廃食用油の回収・資源化（バイオ燃料^(*2)（BDF））を進めます。

*1 3R運動：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のそれぞれの頭文字（R）を取って3Rと呼ばれ、有限な資源を守り育てることを目的とした運動のこと。

*2 バイオ燃料：生物体（バイオマス）の持つエネルギーを利用したアルコール燃料、その他合成ガスのことで、二酸化炭素の総排出量が増えないと言われていることから、主に自動車などを動かす石油燃料として注目されています。

〔基本目標指標〕

項目	平成22年	平成26年目標
リサイクル率（カン・ビン・古紙類・古布類・ペットボトル・容器包装プラスチック類）	21%	30%
1人が1日に家庭から排出するごみの量	930g	860g

〔実行計画の内容〕

施 策		①ごみ収集・処理対策							
方針・目標	収集カレンダーの配布やイベントなどを通じて、ごみの分別意識の向上を図り、ごみの分別収集の徹底を進めます。 一般家庭系、事業系ごみの分別排出の徹底を進めるとともに、集積所周辺の環境美化に対する指導を強化します。 ごみの資源化、減量化を進めるとともに、再使用、再利用の啓発を図るなど、3R運動の推進に努めます。								
取り組み	実施主体	実施期間							
		23	24	25	26	27	28	29	30
ごみの分別収集の推進	町	事業の推進				→			
町民意識の高揚	町	事業の推進				→			
資源ごみの実情に合わせた分別収集と3R運動の推進	町	3R運動の推進				→			

